

オバマ大統領の「クリーンパワープラン」

環境政策アナリスト 前田一郎

オバマ大統領は、2012 年に再選されてから第二期では気候変動問題に焦点を当てると発言をしてきた。2009 年の上院議会による気候変動法制化が失敗に帰したあと、オバマ大統領は行政府の権限により、気候変動政策を推し進めると明言してきた。そんな中、支持率が低下し始めているオバマ大統領は昨年 6 月 25 日「気候変動行動プラン」を発表した。

実は 2012 年再選キャンペーン中、オバマ大統領は気候変動については慎重を期し、ほとんど発言をしてこなかった。米国経済がせっかく回復しだしているものの失業率はまだ高い中で気候変動政策が米国経済に悪い影響を与えると共和党が反論をすることを恐れ、再選に悪影響があるとみていたと思われる。しかし、再選後はふたたび政治的な課題として言及するようになった。かれの就任演説でも「気候変動の脅威」を述べている。もう一度気候変動へ関心がシフトしている理由は、巨大な自然災害等にあると考えられる。2012 年 10 月のスーパーハリケーン・サンディ、2013 年 5 月の中西部のハリケーンは国民の眼を気候変動によるコストに向けさせた。オバマ大統領はこれまで再選を期して躊躇していた行政府による気候変動政策を、再選の懸念がなくなったので、彼の政治的遺産づくりのために政治的資源としてつぎ込もうとする可能性がある。その内容を簡単に整理し、米国政治に対する影響を考察する。

「気候変動プラン」の 3 つのゴール

昨年 6 月発表された「気候行動プラン」には 3 つのゴールがある。ひとつは「炭素汚染の削減」(温暖化政策は大気汚染浄化法で規制できるとした 2007 年マサチューセッツ州対環境保護庁判決に基づいた表現。)、2 つめは「米国が気候変動影響を受けることに対する準備」、3 つめが「気候変動に対する協調行動のための国際努力をリード」することであり、全体では 2009 年 COP15 のコペンハーゲン合意で「take note」した 2020 年 17%削減目標をさらに強化しようとするものである。「炭素汚染の削減」では、環境保護庁に対して新規および既設の発電所に対する温室効果ガスの排出規制を提示するように指示をした。石炭火力の原単位規制を強化するため、CCS (炭素回収・貯蔵) 技術などを導入するべく、「気候行動プラン」では融資保証(loan guarantee)のために 80 億ドルの予算を盛り込んだ。2020 年までに風力発電と太陽光発電を 2 倍にする目標も設定 (これは再選キャンペーン中の発言と同じ)、2025 年には 300 万 kW の設備容量を目指す。また、連邦レベルで 2020 年までに 20%の RPS (再生可能エネルギー供給義務化基準) の導入を要求している。2018 年以降のモデルの大型トラックにおいては燃料効率基準を導入し、バイオ燃料を活用するために再生可能燃料スタンダードを設定するとしている。ビル・電気製品でエネルギー効率ターゲットを導入することにより、2030 年までに 30 万トンの排出を削減することを盛り込んでい

る。

「米国が気候変動影響を受けることへの準備」については、より強靱で安全なコミュニティとインフラを構築すること、経済と天然資源を保護すること、気候変動への影響を管理するための信頼できる科学の採用に焦点を当てている。連邦諸機関に気候変動に対して回復力のある投資をするためのバリアーを取り除くように指示をし、脆弱性を増すような逆効果の政策を排除し、より回復力のある投資を誘発するとしている。また政府は、気候変動に対応して健康保険事業者と官民パートナーシップを通じた持続可能で災害に対して回復力のある病院を建設し、連邦の洪水保険プログラムや連邦所有の道路、ビル、プロジェクトについて海面上昇、高波に対策をとることを求めている。

「気候変動に対する協調行動のための国際努力をリード」については、オバマ大統領は集中した気候変動協力に取組み、中国との間で締結した HFC 削減の合意を強調した。また海外の新規石炭火力への公的資金融資は、それが CCS（炭素回収・貯蔵）を備えていない限り、また他のオプションがない限り、新規石炭火力開発の中止を求めることを求めた。さらにクリーンエネルギー技術を含め、環境製品・サービスの国際的自由貿易を確立できるように WTO と交渉することを始め、排出量削減のための合意できるパートナーを求めていくこととしている。オバマ大統領のこれらのステートメントは、これまでの対応を一転させ、2015 年にポスト京都議定書の新枠組み合意におけるワシントンの政治的重要性を高めるための措置といえよう。「気候行動プラン」のインパクトの大きさはさまざまに論じられるが、国内の石炭火力の規制導入および海外の新規石炭火力への公的資金融資の制限という点がもっとも重要である。



2013 年 6 月 25 日「気候変動プラン」をジョージタウン大学で発表

新規石炭火力への規制

前記「気候行動プラン」に基づいて、新規発電所に対する規制を 2013 年 9 月 2 日に発表した。新規石炭火力発電所については発電原単位を当面 498.3gCO₂/kWh と規制し、さらに 7 年間で 454gCO₂/kWh から 475.7gCO₂/kWh に強化するとしている。他方、天然ガスについては 850 百万 Btu/時間以上の規模の発電所は 453gCO₂/kWh、

それ以下の発電所に 498.3gCO₂/kWh と規制する予定である。2012 年 4 月に発表された米国環境保護庁（EPA）の提案では燃料の相違を認めない規制であったが、最終案はこれらを分けて規制する内容となっている。石炭火力発電は通常 800gCO₂/kWh 以上の原単位で運転されるので、新基準が施行された場合、石炭火力発電所にとっては二酸化炭素貯留(CCS)のようなクリーンコール技術に頼らずにこの基準を満たす事は非常に困難となる。しかし、CCS 技術はコストが高いため、提案された排出基準が導入された場合、米国における新しい石炭火力発電所の建設は間違いなく棚上げされることになるだろう。一方、天然ガス火力は追加工事なしにその基準を満足できる。最終ルールは 2014 年秋に成立することになるとされているが、CCS 技術の適用可能性について法的挑戦に直面することは間違いなく、その動向によってはこのルールがしばらく発効しないことも考えられる。この排出基準は石炭会社や一部の電力会社からは当然強力な反対を受けている。石炭産業は EPA にロビーを行い、新規発電所への CCS 技術の要求を排除しようとしてきている。石炭産業界の主張は、CCS 技術のコストの高さは経済的に使用の禁止を求めているようなものであり、また CCS 技術は実証されていない、そしてこのルールは石炭の将来を放棄することになるという点に集約される。もうひとつの論点は、この規制によって逆に産業界が CCS 技術を開発することを阻害する恐れがあることも挙げている。他方、当然のことながら環境活動家らには広く支持されている。本提案は気候変動問題へオバマ政権が取り組む姿勢を示したものであり、一層の低炭素化を進めるための道が開かれたとするものである。両者のロビー活動はさらに活発になるとともに、本規制がさまざまな挑戦に直面するのはほぼ確実である。ことし 5 月には米国商工会議所 21 世紀エネルギー研究所が「米国潜在的新炭素規制の影響評価」(Assessing the Impact of Potential new Carbon Regulations on the United States)という報告書を発表し、これら石炭火力への新基準は米国の産業と経済に不当な負荷を課すだけであると批判している。

既存石炭火力への規制発表

次に本年 6 月 2 日、米国環境保護庁（EPA）は既存の火力発電所からの排出量を規制する最初の提案を発表した。この提案も昨年 6 月 25 日発表の「気候行動プラン」に由来する。昨年、EPA は州政府、労働組合、NGO、消費者団体、産業界、公衆から広く聴取する努力を行い、合計で 11 回の公聴会を実施した。EPA はこのルールを「クリーンパワープラン」と名づけ、発電部門で CO₂ を 2030 年に 2005 年比 30% の排出量の削減をすることを目標としている。ここで重要なことは州ごとに目標を設定したという点であり、州がそれぞれの目標を設定するために、それぞれの計画を策定するガイドラインも提示している点である。最終目標年次は 2030 年であるが、2020 年にも一定の進捗を求めている。州は 2020 年～2029 年までの期間を中間目標と位置づけ、この目標を達成させ、2030 年およびそれ以降を最終目標としてこれを達成しなければならない。下記に EPA が設定した州ごとの発電における CO₂ 原単位目標を示す。

州	中間目標	最終目標
	gCO2/kWh	gCO2/kWh
アラバマ	519.591	479.727
アラスカ	596.941	454.359
アリゾナ	332.955	318.006
アーカンソー	438.504	412.23
カリフォルニア	251.868	243.261
コロラド	525.027	244.462
コネチカット	270.441	244.62
デラウェア	413.589	380.973
フロリダ	359.682	335.22
ジョージア	403.623	377.802
ハワイ	624.234	591.618
アイダホ	110.532	103.284
イリノイ	618.798	575.763
インディアナ	727.971	693.543
アイオワ	607.473	589.353
カンザス	714.834	670.047
ケンタッキー	835.332	798.639
ルイジアナ	429.444	399.999
メイン	178.029	171.234
メリーランド	610.191	537.711
マサチューセッツ	296.715	260.928
ミシガン	555.831	525.933
ミネソタ	412.683	395.469
ミシシッピ	331.596	313.476
ミズーリ	734.313	699.432
モンタナ	852.546	802.263
ネブラスカ	722.988	669.987
ネバダ	315.741	293.091
ニューハンプシャー	247.338	218.799
ニュージャージー	293.091	240.543
ニューメキシコ	501.471	474.744
ニューヨーク	287.655	248.697
ノースカロライナ	487.881	449.376
ノースダコタ	823.101	807.699
オハイオ	657.756	606.114
オクラホマ	421.743	405.534
オレゴン	184.371	168.516
ペンシルバニア	534.087	476.556
ロードアイランド	372.366	354.246
サウスカロライナ	380.52	349.716
サウスダコタ	362.4	335.673
テネシー	568.062	526.839
テキサス	386.409	358.323
ユタ	624.234	598.866
バージニア	400.452	366.93
ワシントン	119.592	97.395
ウェストバージニア	791.844	733.86
ウィスコンシン	580.293	544.959
ワイオミング	819.024	776.442

なお、バーモント州とコロンビア特別区（DC）は火力発電がないため目標値はない。

Environmental Protection Agency 40 CFE Part 60

Carbon Pollution Emission Guidelines for Existing Stationary

Sources: Electric Utility Generating Units 2014 年 6 月 2 日

EPA は州の目標を将来の州ごとの原単位で示すにとどめているが、目標は発電所からの排出量がプラントの効率・運転をベースにして計算されている。同時に EPA は大気汚染浄化法 111 条により、“Best System of Emission Reduction”（「排出削減最良システム」(BSER)）を活用したガイドラインを設定することを求められているが、BSER ではすでに多くの州政府・発電事業者によって活用されている基礎的構成要素を特定している。それは、○化石燃料発電の効率改善、○低排出発電源の拡大、○ゼロまたは低炭素発電の活用、○電力効率的使用からなり、この基準に合わせるために州は複数のオプションを活用することが許されている。すなわち、○発電所出力向上、○燃料転換（石炭から天然ガスへ）、○エネルギー効率向上（既存プログラム投資または新プログラム創設）○プラントサイト以外での再生可能エネルギープロジェクト○デマンドサイドエネルギー効率向上プログラム○発電所廃止○市場ベースの排出権取引プログラム○省エネプログラム○送電効率改善○エネルギー貯蔵技術、などである。各州は目標達成のため発電所サイド、エネルギー効率・デマンドサイドマネージメントの組み合わせをすることができる。さらに各州は個別に計画を策定することもできるし、他州と協働することもできる。EPA は、多くの州はすでにそれぞれ独自の手法を活用しているので、そのアプローチを採用することができる。たとえば 47 州ではデマンドサイド効率向上プログラムを持っており、38 州では RPS を導入しており、10 州では市場ベースの温室効果ガス排出プログラムに参加しており、27 州ではエネルギー効率向上プログラムをすでに確立させている。

ここで注目される点は、もしキャップ&トレードを導入したい州は原単位目標から総量規制目標へ転換することができるということである。現時点（2014 年 8 月）ではパブリックコメントを EPA が受付けているが、その中で北東部 9 州で構成している発電所を中心としたキャップ&トレード市場である「北東部地域温室効果ガス削減イニシアティブ」（「RGGI」と呼称）に参加して、マサチューセッツ州は 7 月の公聴会で「本プログラムを利用することに期待している」と述べている。またメリーランド州も「EPA の本制度の発表により多くの州がいかに低コストで単純かつ透明性をもって発電部門の炭素汚染を軽減できるかということの評価することになり、これを促進することになるだろう。」と述べている。Exelon のクリス・クレイン CEO も RGGI へのイリノイ州の参加に関する議論の中で、Exelon の既存原子力を活用して EPA の本プログラムに参加する可能性について言及している。RGGI は目標年 2020 年になっているのでこれは 2030 年に変更しなければならず、キャップの下げ方の手法を調整することなど課題は少なくないが、州の相違点を超えて EPA のプログラムを導入して参加できるだけの柔軟性が伴っていると評価するむきもある。またカリフォルニア州においてもキャップ&トレード(California Air Resources Board「CARB」と略称)が導入されているが、その目標年が 2030 年であることから、その責任者は「われわれにはこのプログラムがすでに存在している。これまでの検討の中でキャップ&トレードを放棄してきた州も再考するだろう」と述べている。また、CARB にすでに入っているカナダケベック州だけでなく、米国オレゴン州、ワシントン州およびカナダブリティッシュ・コロンビア州が加入するという可能性も取りざたされている。米国

ではキャップ&トレードが政策のツールとして連邦レベルで立法は失敗し、その後尻つぼみしている状況であるが、本プランでどこまでモーメントムが回復するか気になるところである。

本 EPA ルールは 2015 年 6 月までにコメントを得て最終版が得られるが、州それぞれの実行計画は 2016 年 6 月と制定目標まで 1 年しかないことになるので、ソースステッププロセスの採用がオプションとして認められている。なので最大 2 年間の最終案完成の繰り延べ、すなわち 2018 年までの繰り延べが認められている。ただし、それは、州は進捗報告をしてそれがガイドラインに適合しているかどうかを EPA が判断した場合に限る。もし不適合と判断されれば連邦プランを発動することになる。

本プランを発表したとき、EPA マッカーシー長官は「本プランを実現する鍵は各州がその環境に適した目標を設定することである。各州がその目標がそれぞれの州で機能する方法で実現できるような柔軟性を有することである」と述べ、「柔軟性」を強調する。またマッカーシー長官は、電力会社に対しては寿命 42 年を超える石炭火力の取扱いに対する対応策を求めている。加えて同長官は、米国経済に与える影響については「40 年来 EPA は大気汚染を 70%削減してきたが、その間経済は 3 倍以上に拡大している。電力の供給によってわれわれは強いアメリカを維持しなければならない。気候変動への対応はアメリカの競争力を殺ぐものではなく、一層強化するものである。」クリーンパワープランの経済負担であるが、EPA の試算によれば年間 73 億ドルから 88 億ドル、他方経済的利益は 2030 年には 550 億ドルから 930 億ドルになると見積もられている。加えてエネルギー効率向上により、電気料金の平均価格は 2030 年には 8%低下し、粒子状汚染物質、NO₂、SO₂ を 25%削減させ、6600 人の若年死亡者数を減らす、と試算している。また、電源構成については現在の石炭火力は 40%から 30%に低下するものと想定している。

「クリーンパワープラン」に対する各界の意見

容易に想像できるように各界の意見はさまざまである。

○モニーツエネルギー庁長官

「この新しいルールは経済・環境・安全保障面で配当を生み出すことのできるクリーンエネルギー経済の基礎を作り出すことに貢献する」

○世界資源研究所 (WRI) スティア理事長

「この重大な発表は米国における炭素排出を規制するためにハードル上げることができた。世界に力強いメッセージも送っている」

○ブレイスウェル&ジュニア―ニ シーガル氏

「安定して低廉な電力の供給するための在来型エネルギー源の実質的なダメージを与えるために設計されたルールだ。家計から雇用までのすべてに深刻なダメージを与える」

○アメリカクリーンコール電力連合（ACCCE）

「もしこのルールが発効したらすべての行政運営はアメリカの次なるエネルギー危機を生み出す」

○原子力エネルギー協会（NEI）マイアーズ副理事長

「提案されたルールが原子力の貢献を認知させることを目の当たりにすることができてうれしい。いかなる温室効果ガス削減戦略にとってひとつだけの州にも明らかがある。それは政府目標は原子力によって容易に達成でき、原子力なしではまったくありえないということである」

他方、当然のことながら産炭州からなる民主党政治家連合「CoalBlue」はこの提案を「間違った、軽はずみなもの」と非難している。

電力は Exelon や Entergy などこれまで電源の低炭素化に向かって進んできたが、EPA が基準年を 2005 年に設定したことを歓迎している。この目標年次であればこれまで低炭素化をしていたことにデメリットをもたらさないと考えている。

このようにクリーンパワープランに対する反響はまだら模様であるが、法律的にまた政治的に波紋が広がることは間違いない。クリーンパワープランのためのアクションは、かなりの部分を州の努力に依存をしようとする、さらにそのための目標達成の方法に柔軟性を持たせていることに安堵感を感じているむきもある一方で、まさにその点が法的小よび政治的に激しい対立を生みそうなことは明らかである。8 月 22 日付け「Forbes」の意見記事で、「テキサス公益政策基金合衆国憲法修正第 10 条行動センター」のカレン・ルーゴー氏の解説を掲載している。「クリーンパワープランは法定の正統性を逸脱した EPA が作り出した産物である。EPA はすでに法定による電源、既存発電所、さらには温室効果ガスに関する規制をすることとしている大気汚染浄化法の枠外で行動をしている。（中略）また連邦エネルギー規制委員会（FERC）のホイットフィールド委員長も、EPA はエネルギー政策を制定・執行する権限がまったくないのにもかかわらずエネルギー政策を連邦権限下に置こうとするための包括的取組みに乗り出したと述べている。（中略）もし州がこの伝統的な州政府の特権を連邦行政府の優先権限が非合法的にとってかわることを認めるなら、それは政治的に選好されないいかなるエネルギー源も完全に消滅させるようとする連邦政府の裁量に身を委ねることになる。（中略）もし連邦政府が州を単なる惑星という役割に劇的に格下げしようとして、州権限に先行させる権限を連邦に与えるときは最高裁は立法の目的が明確でない場合に限り伝統的な州警察権限を連邦法がとって代わるべきないという議論の検討をしなければならない。数週間前に最高裁が「電力大気規制グループ vs EPA」判決の中で、同様の電力規制について EPA に明確な立法上の許可なしに EPA 規制権限を大規模で制度を変えるような拡大をもたらすべきでないと警告すると EPA に対して直接申し渡している」という議論を展開している。要は発電所に対する規制を連邦機関が実施しようとしていることに対して、法的には州に権限がある

ということが提起されようとしている。権限が連邦にあるか州にあるかという米国の伝統的な対立であり、いくつかの州から EPA の提訴も検討されているという。

上院議会における議論

7 月 23 日に上院環境公共事業委員会においてクリーンパワープランに関する最初の公聴会が開かれ、上院議員によってさまざまな論点が提示された。同委員会における民主党議員はオバマ政権が気候変動に取り組む姿勢を評価し、州に権限を付託する柔軟性を強調している。対するに共和党議員は依然、地球温暖化の科学的合理性に疑問を呈示し、EPA が米国経済に悪影響を及ぼし、オバマ政権が「石炭に対する戦争」をエスカレートさせようとしていると非難している。また、本来は連邦に対して州権限が優先するという議論は伝統的に民主党のものであったが、州に対する権限の付与も EPA 権限の州への過剰介入であるとの疑問が共和党側から提示されている。上記委員会公聴会での民主・共和両党の委員の議論を引用することにより双方の論点を紹介したい。

○シェルドン・ホワイトハウス議員（民・ロードアイランド州）：EPA のミッションは政府の中でももっとも基礎的なものである。EPA の前例にない政策への関与は賞賛されるべきあり、2030 年時点での 930 億ドルという国民への経済的利益を強調した。また、ウォールストリートジャーナル紙が行った世論調査では 70% の国民が EPA のルールを支持していることを紹介した。

○ロジャー・ウィッカー議員（共・ミシシッピ州）：オバマ大統領は、気候変動にはほとんど影響がない規制を始めることで、石炭との前面戦争を開始した。ミシシッピ州の炭鉱はこのルールのもとで 100% 閉山を余儀なくされるだろう。

○バーニー・サンダース議員（民・バーモント州）：「科学」を否定する政党（共和党のこと）がいる他方、このルールは米国・世界の歴史に最初の契機。海面上昇と繰り返される猛烈な暴風雨を引き合いにして、ハリケーンサンディの被害額の 600 億ドルを除いても将来の気候変動による被害は数兆ドルに達することが予想されることに言及した。また、気候変動議論はタバコに関する議会での議論と似ており、タバコでは最終的には「真実」が勝利を収めたようにこの問題でも勝利を収めるであろうと述べた。

○デブ・フィッシャー議員（共・ネブラスカ州）：このルールは前例にない、大気汚染浄化法の目的からの逸脱であり、米国経済を壊滅的被害に曝すと述べ、ネブラスカ州は不平等な被害を被り、効率的な低コスト石炭火力さえ寿命を待たずに廃止に追い込まれると述べる。また、これらのガイドラインは規制によって行われてはならず、提案の複雑さ、潜在的影響の大きさを鑑みてパブリックコメント受付けの期間を 60 日延長することを提案した。

○ベン・カーディン議員（民・メリーランド州）：気候変動の影響緩和のための責任を取ろうとする EPA を賞賛し、「科学」は議論の余地のないものであると述べる。議会は市場ベースの解決を指向する気候変動の制度導入の作業を EPA に委ねたくなかったが、議会による努力はストップしてしまったことを説明した。また、コンステレーションやエクセロンなどの電力会社が排出量削減のためにとっている対策を称えた。

○ジム・インホンフ議員（共・オクラホマ州）：気候変動懐疑派でならず同議員は、ルール of 強制力など多くのまだ答えられていない論点を持ち出した。そして多くの学識者はこのルールを読んでいるもののこのルールが実際どのようなものになるか理解できていない。ただ分かるのは電気料金を引き上げ、EPA は自分のロジックでルールを作ろうとしているということであると述べた。さらに世論調査の変わり易さに触れ、地球温暖化は以前はアメリカ人にとってトップの関心事であったが、現在では 14 または 15 番目の位置にある。結論として大気汚染制度は地球の温度にほとんど影響を与えないこと、オーストラリアなど多くの国は排出削減政策を撤回していることを強調した。

○ジョン・バラッソ議員（共・ワイオミング州）： 著名な環境 NGO の Natural Resources Defense Council (NRDC) が本ルール策定にあたって深く関与したとするニューヨークタイムズの記事を引用し、NRDC がハリウッドエリートに支持されたロビーマシーンに気候規制案を作成させることは EPA にとってためにならないと述べ、ルール策定中ワイオミングが EPA によって注意が払われずワイオミングで公聴会さえ開こうとしなかったことをとりあげ問題視した。

○トム・カーパー議員（民・デラウェア州）：NRDC だけでなく電力会社、炭鉱会社、経済に悪影響を与えると主張する環境反対派からの議論も取り入れているとしてルールが持っているフレキシビリティを評価した。EPA はバランスをとろうとしていると述べた。

○ジェフ・セッション議員（共・アラバマ州）：米国経済にはエネルギー価格が低廉であることが重要であると強調し、電気料金の上昇は経済を悪化するだけでベネフィットはないと主張。その観点から原子力のベネフィットを強調し、選挙の洗礼を受けない役人が経済に影響をするルールを提案していると EPA を批判。そしてドイツとオーストリアを野心的な環境規制から戻りつつある例として示した。

クリーンパワープランの政治への影響

共和党側のクリーンパワープラン、もっと言えばオバマ大統領の気候変動政策そのものに対する論点は、同提案がもつ「法的正当性」、提案を支える「科学」、本提案に

よる「経済への悪影響」、に集約されよう。「法的正当性」というのは伝統的に米国では州の自治的権限が連邦権限を上回るが、今回は州の自主的とはいえ、連邦が目標設定を州に押し付けようとするので、連邦が連邦の権限を超えた提案をしているという主張である。ついでに言えば連邦対州というイシューはむしろ共和党よりも民主党のほうがこれまで敏感であったので、民主党議員に対して難しいメッセージを与えていると言えるかもしれない。提案を支える「科学」について言えば、現在取りまとめ中の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書の内容に立脚することになるが、今回の第 5 次報告が大変厳しい現状分析をしていることと、「政策決定者向け要約（SPM）」がハードルの高い内容を記載することになろうということを鑑みると、これに同調するのは民主党でも最左派に限定され、民主党中道・右派でも簡単には容認するとは思えない。その意味からすると民主・共和間に徹底的な対立を生み出すとは考えにくい。「経済への悪影響」という点についても民主党でも共和党でもエネルギー生産州は敏感にならざるを得ない。選挙のたびに民主党共和党が入れ替わる可能性のある（スウィングステーツ）中西部など産炭州がこの規制を阻止する法案を提出するべくロビーイングをしているという。今年秋の中間選挙において、産炭州の民主党候補はオバマ政権に距離を置くことになろう。すでにヒラリークリントン前国務長官がオバマ政権のイラク政策を批判を開始し、再選を目指す上院ランドリュ議員（ルイジアナ州選出）も同州でのオバマ批判に曝され、苦戦を余儀なくされるとみられている。

先に述べた上院環境公共事業委員会の議論はまだ緒戦に過ぎず、今後秋の中間選挙に向かい、論点は、地域により、政治力学・外交状況の展開により、共和党・民主党の間で輻輳し、複雑化する可能性がある。そういう意味でクリーンパワーアクションはこうした民主党内のオバマ離れを増幅させる材料には十分なりえる。EPA の規制強化は議会が気候変動法案の策定に失敗したときから始まった。政治的な対立に曝された中で EPA がその責任を主張する政策をどれほど効果的に推し進めることができるかどうか注視していく必要がある。

出典：国際技術貿易アソシエイツ

Environmental Protection Agency 40 CFE Part 60
Carbon Pollution Emission Guidelines for Existing Stationary
Sources: Electric Utility Generating Units 2014 年 6 月 2 日

Executive Office for the President of the United States
The all-of the above energy strategy as a path to sustainable economic
growth 2014 年 5 月

Forbes 2014 年 8 月 22 日付け記事

以上